

危険物新聞

第 228 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 川 井 清 治 郎
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717.5910
 定価 1部 20 円

大阪府危険物取扱者試験 乙種第4類35.9% 他の類も前回より低下

大阪府では 11月23日、近畿大学で乙種全類について試験を実施したが、12月12日 その合格者を発表した。各類ごとの合格率は次表のとおりで、第4類が35%を筆頭に、第6類45%、第1類50%と、どの類も前回と比較し悪かった。

種 類	申請者 人	欠席者 人	実受験者 (A)人	合格者 (B)人	合格率 (B/A) (×100)%
乙種 第1類	114 (101)	6 (1)	108 (100)	55 (62)	50.9 (62.0)
〃 2 〃	141 (103)	2 (2)	139 (101)	91 (74)	65.5 (73.3)
〃 3 〃	106 (74)	2 (1)	104 (73)	76 (55)	73.1 (75.3)
〃 4 〃	5,945 (5,320)	595 (369)	5,350 (4,951)	1,922 (1,832)	35.9 (37.0)
〃 5 〃	76 (57)	1 (0)	75 (57)	40 (44)	53.3 (77.2)
〃 6 〃	339 (409)	13 (14)	326 (395)	148 (207)	45.4 (52.4)

表中 () 内は前回を示す。

合格者に対する免状交付申請ならびに免状交付は、12月26日に大阪府職員会館で行われる。合格者は申請書、印かん、手数料800円を添え手続きをされたい。

大阪府の次の試験は 3 月 頃 か

大阪府では、次の試験を3月頃に予定し、目下会場その他について準備をすすめている。

1月上旬には講習、試験計画が決定するものと思われる。

和歌山で、1月28日に 乙種第4類と丙種を実施

新年早々、近畿のトップを切って和歌山県が、乙種第4類と丙種の試験を、1月28日(日)午前8時30分から、和歌山市内、田辺市内、新宮市内の三会場で実施する。

取扱者保安講習近く実施

法改正に伴う危険物取扱者の保安に関する業務講習が、東京都、愛知県などではじめられたが、大阪府においても新春2月か3月に第1回を開催すべく準備がすすめられている。



防災のことなら...

パンダ に
おまかせください



パンダ消火器・消火装置
株式会社 初田製作所

本社工場 0720-56-1281 代表
 大阪営業所 06-473-4871~4
 堺出張所 0722-21-3444

灯油を燃料とするボイラー設備等の構造設備基準について

大阪市消防局指導課

近年、大気汚染防止対策の一環として、大規模工場、ビル等のボイラーの燃料を重油から低硫黄燃料への転換が方向づけられ、灯油、都市ガスが今やその主流を占めようとしている。

当局としても、これらに公害防除のための施設の設置、或いは位置、構造、設備の変更において、公害、消防両法令がそれぞれ抵触する場合の処置について、慎重に検討を加えてきた。

国（消防庁）においても、当然この問題をとりあげ（大阪市からも再々要望してきた）、昨年6月の消防関係法令の改正の際、屋内タンク貯蔵所の基準を改める等、その動きが次第に活発化してきているものの、未だに灯油等低い引火点をもつ燃料を使用するボイラー設備の技術基準を示していない。しかし一方公害担当部局の、いわゆるブルースカイ計画は、順次その猶予期限も切迫し、当局としても昨年暮、国の基準を待つことができず、やむなく許可すべきとの判断にたち、ビル暖房等に灯油を燃料とするボイラー設備を設ける場合の基準を定めた。

従前ボイラーの燃料としては通常重油が用いられていたため、消防庁の通達で一般取扱所として政令で定めている技術基準、例えば保安距離（住居、学校等からの距離）、保有空地（危険物施設の周囲に設ける空地）、或いは地下設置の禁止等について、危険物の性状、取扱い状況、施設の実態から 勘案し、特例基準を適用して緩和許可してきた。しかし灯油を燃料とするとその性状からみて事故発生率は当然増大するものとみななければならず、従って以前の

ままの特例基準では認め難いため、新たに基準を定める必要が生じたものである。

危険物行政は国の機関委任事務であり、後日国から基準が示された場合は当然それによらねばならず、それまでの暫定基準であることと、先述した特例のまた特例という性格上規制内容は厳しいものとせざるをえなかった。

以上のような、背景のもと、先般「**私家建独立建物以外の建物に設けるボイラーの一般取扱所の構造設備基準**」を定めたが、以下その概略を説明する。

① 灯油の種類

現行政令において、屋内タンク貯蔵所に貯蔵が認められているのは、引火点が40°C以上の第4類石油類である。当局において各製油所の灯油の引火点を調査した結果では40°C未満の灯油はなかったが、JISによる灯油には当然40°C未満の灯油も市販される可能性があるため、この基準では引火点40°C以上の灯油を対象にして考えたものであるからこの点は充分承知されたい。

② 区画について

イ) ボイラー室と他の部分とは2時間耐火以上の構造の壁で区画し、出入口には自動閉鎖の甲種防火戸を設けねばならない。1時間耐火の壁では、高熱を受けた場合、崩壊の怖れがあるためである。またボイラー室と同一区画内に冷暖房設備を設置することはさしつかえないが、消防用設備として使用する発電設備、或いは加圧送水設備は区画外に設けなければならない。

ロ) ボイラー室の出入口は、しきいの高さを15cm以上とし、かつ室内の滞水を他の部分に排出するための水抜口を有効に設けなければならない。これはボイラー室の下に下階がある場合等、流出油面の拡大を防止するため水抜口は通常ボイラー室の清掃時以外は閉鎖される構造のものが必要である。

なお、流出油を安全に油分離そう、或いはためますに導入出来る床構造が最も好ましい。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー

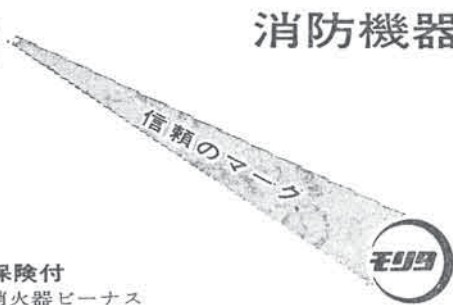
梯子消防車
消防ポンプ車
保険付消火器
クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道



保険付
家庭用万能消火器ピーナス



⑧ 窓等について

ボイラー室には窓を設けてはならないが、直接外気に接する場合で、延焼のおそれのない部分に耐火構造のひさしを設ける等上階への延焼を防止するための処置を講じてある場合とか、温度ヒューズにより火災の場合作動する甲種防火戸を設けた場合は窓を設けることが出来る。

機械管理室とボイラー室との間に監視窓を設ける場合は、必要最小限の大きさとし、温度ヒューズで作動するシャッター等を設けねばならない。

ボイラー室内に管理室を設ける場合は不燃材料で区画すれば足りるが、窓は網入りガラスとすること。

㊦ 換気設備について

ボイラー室専用の第 1 種換気設備とし、一時間に 20 回以上の換気量を有すること。ボイラー室設置階が地上階の場合などで、区画の一部が外気に接している場合は第 3 種換気設備でもよいが、換気量は第 1 種換気設備の場合と同様である。

換気設備のダクトがボイラー室の壁、天井、床を貫通する場合、当該部分に温度ヒューズ付防火ダンパーが必要なことは当然であろう。

⑤ 電気設備について

ボイラー室内において可燃性蒸気が滞留したり、霧状の油が噴出するおそれのある部分の電気設備は防爆構造でなければならない。例えばバーナー部分で霧化筒と送風用のモーターが組込まれて一体となっている構造のもの、燃焼室内にもし灯油蒸気が残溜していたりすると、バーナーに送油する前に行なう送風の際モーターを稼働させた瞬間その火花で爆発をおこす危険がある。また送油配管の結合部分等が霧状の油が噴出するおそれのある部分となる。

⑥ サービスタンク等について

サービスタンクは、やむをえないものを除いて 500ℓ

未満とするとともに、同タンクの全量を収納出来る防油堤を設けねばならない。また主タンクへの有効な戻り油配管を設け同配管に通油したときに作動する満油警報設備を必要とした。

ボイラー室内に異状があった場合、自動または手動の遠隔操作により、送油、換気設備の作動を停止させることの出来る設備を設けねばならない。

⑦ 消火設備について

危険物取扱量、床面の大小に関係なく、政令に定める第 3 種、第 4 種、第 5 種の消火設備を設けること。

ただし第 3 種消火設備については、ボイラー室以外の部分に設置された消火栓利用のピックアップ方式でもよい。

やむをえず 500ℓ 以上のサービスタンクを設けたものは、前記消火設備のほか、サービスタンク並びに防油堤を包含出来る固定配管の泡ヘッドを設け、ボイラー室外の消防隊専用消火栓と直結させることとしている。

以上が当局において運用する基準の概要で、できるだけこの基準に適合するよう配慮されたいのであるが、例えば、既存のボイラー設備で防火区画等この基準に適合させることが極めて困難な場合は、個々の実態に応じ、消防用設備の強化、適当な保安措置を講ずる等により処理することも可能で、この点事前に充分当局と協議されるよう希望するものである。

産業廃棄物についての調査

大阪府では、公害防止法令の施行にともない、産業廃棄物処理施設計画の資料として、現在各業界団体を通じ事業所の実体調査が行われています。

今後の廃棄物処理の円滑化のため、各事業所の調査協力をお願いします。

大阪府危険物品協会連合会



情熱の新発売! ヤマト消火器

ヤマト
エキセル
EXCEL

蓄圧式ABC粉末消火器

下津港の流出事故

視察報告

大阪市危険物品協会事務局長

松村光惟

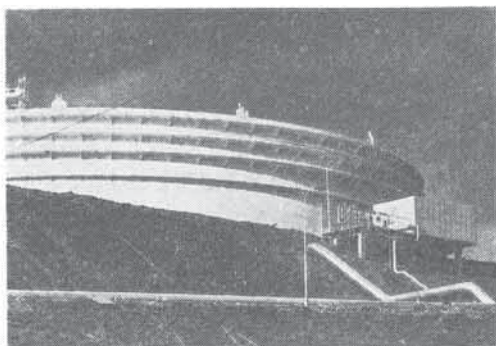
11月26日午後5時半頃、和歌山県下津港、富士興産㈱原油基地の受入機橋において、イギリス碇石船の操船ミスから4万トン貨物船がシーバースに衝突、原油約35,000ℓが流出する事故が発生した。

翌々日28日、業界有志の方々と同現場を視察したが次は流出事故視察報告である。

下津消防署の御厚意により、とりあえず事故概要の説明を受けた後、流出油吸着剤運搬用ポンポン船に便乗させていただき現地へ向った。約20分でタンク基地附近の船着場に着き、未だ工事中の道を現場へと急いだ。事故現場は下津港とあるが、別図のとおり港の先端の丘陵を造成して小高い丘の上に10万キロリットル原油タンクが2基設置されており、陸上から車で通行することは現在のところ難かしいと聞かされ、その立地条件(事故発生時)の悪さに驚かされた。タンクは将来8基に増設される計画で既設タンクもようやく11月17日に消防本部の完成検査をうけ、24日、25日に初めて荷受け作業が行われ、17万トンタンカーより原油を受入れたばかりの、いわば公式試運転直後の事故であった。

タンクからは径900ミリメートル、径大口径溶接管(厚さ12ミリメートル)が坂道を下って海岸に達し、海上を60メートルのびて海面下をもぐり、約240メートル先の機橋(シーバース)に達している。シーバースは鉄筋コンクリート造りのものが6基つくられその中央部にメインパイプに接続する受入用ローディングアームが設けられていた。

通常タンカーは約2,000メートル沖の検疫錨地に停船し、それからタグボートでシーバースに洩航されるので、又シーバースには船舶保安関係の法令に基きシーバース明示の照明が赤々と点灯されるので常職では船が衝突するなど夢



10万キロリットルのタンク

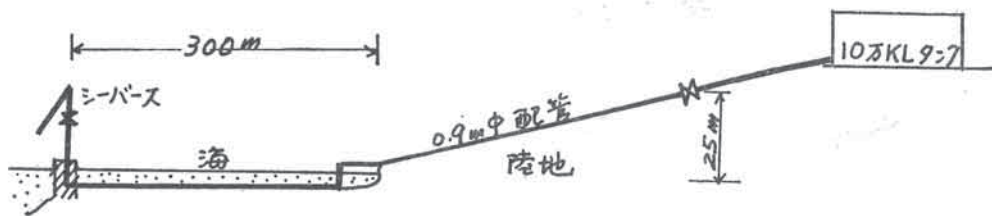
にも考えられない、ダンプカーが家に突込んできたようなもの、との富士興産担当者の話を聞きながらようやくシーバースの見える丘にたどりついた。



事故のあらまし

事故前日の25日午後11時頃荷揚げ作業が終了し、ローディングアームのバルブ、配管途中(海面上約25メートル)のバルブは閉鎖され、通常受入作業後行なわれる配管内のエア押し、或は水入れ(配管内の残存油をタンクへ送油し、配管内は空又は水を入れておく安全措置)が行なわれず、太い配管内に原油が入ったままで、また機橋には9,000リットルのドレンタンクにも原油が入った状態であった。

26日午後5時30分頃(すでに初冬の海は真暗である)丘



を隔てた富士興産管理事務所の火災警報装置が、シーバースの異常を報知した。当時基地には社員6名がいた。

すぐに棧橋にかけつけたがもちろん火災の気配はなく、その代りというか暗黒の海シーバース附近に巨大な船影が見えシーバースのローディングアームがみえない。しかも附近一帯に原油臭が漂っていた。

すなわちイギリス礫石運搬船ウエストミンスターグリッジ号42,000トンが操船を誤り、棧橋に激突プラットホーム、ローディングアームが水没、原油配管が海面下7メートルのところで亀裂を生じ、原油が流出したものである。

現地ではすぐに海上保安監部に通報して附近の船舶航行を中止するとともに、消防本部は海岸線のガス濃度検査と火気使用の注意を住民にPRした。

当時、丁度引潮であったため潮流は1~2ノットの速さで地ノ島方面に流れ、流出油が湾内に流れ込むことがまぬがれた。オイルフェンスは潮の流れに対して張られ油吸着剤(65センチ角×厚さ3センチ)1,900枚が投入された。

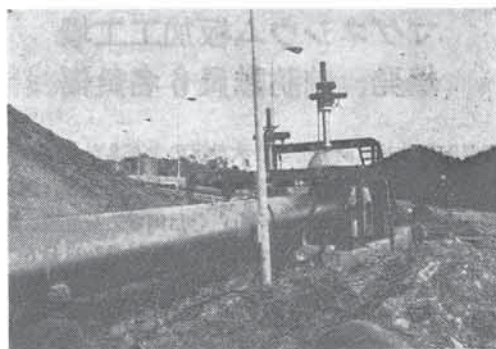
翌27日には早朝4時頃から、21,000枚の吸着剤が投下され6隻の回収船が出勤して回収にあたった。しかし、屋頂波浪注意報発令に及び一切の作業が中止され、28日に吸着剤の回収が再開されていた。

さて、我々が到着した時西風をまともにうけて海はかなり荒れていた。シーバース附近はオイルフェンスが張られ、その中には流出油がみられたがその他はあの大事故がウソのように真青の水が岩にくだけていた。

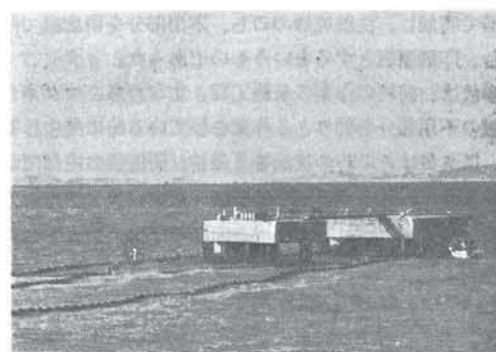
流れ出した油はその時分、十数キロメートル南の田辺市方面に帯状に流れていたらしい。しかも油吸着剤回収作業が遅れ、フェンス外に流出した吸着剤の回収作業に大わらわであった。一方衝突現場にはダイバーがもぐり長さ10センチ、巾0.5センチの配管亀裂個所にゴムチューブを巻きつける等の応急措置がとられていた。(しかし29日、30日もまだ油が流れていると新聞は報じていた。)その他は40数時間前の大事故がウソのような下津の海であった。

この事故を調査して、われわれが感じたことは、

- ① シーバースの立地条件、保安施設がはたして万全であったのだろうか。常識では大型船の接触なんて考えられない、とのことであるが、道路と違い海のことである荒天時、濃霧時は一応予期せぬことも発生し得るものと考えるべきではなからうか。
- ② 配管があまりにも太い、水道水がない等の技術的な問題もあろうが、径900ミリメートルもの配管内に油が残存する状態では他のアクシデントによる場合でも想像だけでゾーッとする。管内残油除去方法は当然措置すべきだろう。



径90センチの配管とバルブ



衝突沈没したシーバース

吸着剤

今回の下津港流出事故で、流出油の処理の特長は中和剤を一切使用せず、吸着剤に頼ったことである。

吸着剤は、非水溶性の軽い油類が、海、川等に流出したとき、速やかに吸収して流出を防止するものである。

一般に、木綿、合成樹脂せんいを布状に織ったり加工したりし、水を吸い込まずに油類だけを吸着する。材料に珪ソードを使用するものもある。その性能として次のようなことが要求される。

吸着油量は、材質等により、また油の種類でかなり異なるが吸着剤自重の5~10倍程度である。

- (1) 親油性にとみ、油類を選択吸油しやすい。
- (2) 吸油能力が大きく、且吸油スピードが非常に早い。
- (3) 比重が小さく、使用前は勿論吸油後も水、海水に浮び回収作業が容易なこと。
- (4) 二次公害の心配もなく、取扱い保管が極めて容易なこと。
- (5) 吸油品は遠心分離、ローラー絞り、手絞りにより脱油が可能で、できうれば殆んど能力低下なしに繰返し使用ができること。
- (6) 有毒ガスを発生せず焼却炉で簡単に処理できること。

マグネシウム板加工工場 爆発、消防隊員6名負傷

10月31日午後6時43分頃、大淀区のマグネシウム板を加工し、印刷原版を製造している Akk から出火し、木造瓦葺モルタル張2階建作業場105㎡(延191㎡)を全焼、隣接の作業場や住宅に延焼、途中消火活動中の消防隊員6名が爆発により重軽傷を負うという事故が発生した。

該工場の作業概要は、マグネシウム板(Mg96%、Zn1%、Al3%)に感光液を塗布し、フィルム焼付を行ない、凸型に残す部分に腐蝕防止剤を塗ったのち、不用部分を希硝酸で腐蝕し、洗滌乾燥ののち、不用部分を研磨機で削り落し、印刷原版とするというものであった。

事故は、前述の作業の最終工程、すなわち、マグネシウム板の不用部分を削り取る作業をしている時に発生しており、従業員はその時の状況を「最初、研磨機の内部でボンと破裂音がしたので、周囲に居合せた従業員と協力して機械を移動させると、コンクリート床面でマグネシウム板の削り屑が、7～8cm青白い炎を上げて燃えていた」と述べている。この火は、靴で踏み消すと殆んど消えた状態になったが、ある作業員がバケツ水をかけたとなん、付近一面(1m四方)が激しく燃え上った。驚いた作業員は、すぐに泡消火器を放射したのであるが、燃焼は激しくなるばかりで、ついには階下一面が黒煙に包まれ炎上火災となった。

119の通報により、消防隊が火災現場に到着したときは、階下作業場から猛煙と炎が噴出し、中央部で青黄色の炎が猛煙に見え隠れしていた。

消火活動中に大小3回の爆発的燃焼があり、第1回目の爆発は、消防隊が放水を始めてから5～7分経過した時に発生しており、これは小規模で花火のように火の粉が飛散するような状態であったと現場に居合わせた消防隊員は言

っている。消防隊の放射した水が熱湯となり燃焼中のマグネシウム板等に接触したため爆発的に燃焼したのか、あるいは周囲の温度上昇によりマグネシウム板が融点(650℃)に達し溶融したものに水がかかったため爆発したものとみられる。第2回目の爆発は、それから4～5分後に発生しており、この爆発により2階の燃焼が一層激しくなり、火災は最盛期に達した。第3回目の爆発は、第2回目の爆発から15～20分経った頃に発生しており、丁度この頃は、火災も下火になりかけた頃で、消防隊員は火災を制圧すべく或る者は隣接建物の屋根上で、また或る者は燃焼中の作業場2階の窓際で各々消火活動にあっていた。この時に大音響とともにせん光を発生し、マグネシウム板が爆発した。この風圧によって、高所で消防活動中の消防隊員が吹き飛ばされ転倒または転落し、6名が骨折等の負傷をした。

火災の原因は調査中であるが、現時点では研磨機のモーターに至る電線接続に使用していたコードコネクタが、接触不良により発熱し、マグネシウム粉に着火したものと推定されている。また第3回目の爆発は高温のためか燃焼中のマグネシウム板に注水したものが棚等の焼け落ちたためマグネシウム板が溶融状態となった上に一度に落下し、爆発したものと想像される。

この火災は、作業員がマグネシウム粉の特性を知らず、燃焼中のマグネシウム粉にバケツ水をかけたため炎上火災となったもので、もし、作業員全員がマグネシウム粉の火災には少量の注水はかえって火を拡散し適切でなく、砂または消火粉末が初期消火に効果があると知っていたらこの火災も単なる小火で済んでいたでしょう。また、こうした消火活動に水を使用することが危険な物質を貯蔵または取り扱う建物は、不燃材料で造るよう心がけたいものである。

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
泡・ガス・エアホーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
斉田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマド消火器(株)

代理店

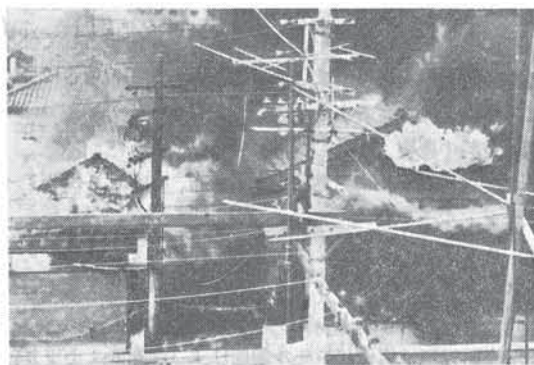
株式会社

三和商会

TEL 06 (443) 2456

漂白剤の製造実験中に爆発 死者 1 名、負傷者 4 名

9月30日、15時51分頃、生野区の工場で漂白剤の製造実験中爆発を起し、死者1名、負傷者4名を出すとともに、木造瓦葺作業場66㎡（延132㎡）を全焼、周囲の作業場3棟に延焼、隣接しているアパートの窓ガラスを全壊して約1時間後に鎮火した。



当該作業場では数週間前から酸化漂白剤及び還元漂白剤の製造実験を反覆して行なっていた。

事故当日は、爆発により死亡したMが1人作業場で酸化漂白剤の製造を行っていた。製法は亜塩素酸ソーダと螢光染料をV型混合機に投入して一定時間混合し製品とするもので、この製法は今までに5回行ったが異状反応らしきものはみられなかった。

原因については、爆発を起した作業場にはデクロリン（還元剤）亜塩素酸ソーダ、螢光染料、芒硝が置かれてあり、このうち準危険物に該当する亜塩素酸ソーダは、無色の結晶で光をあてなければ安全である。酸性にすると分解して二酸化塩素（爆発性）を生じる。

強酸化剤で有機物が混合すると爆発しやすいが、有機物が混合していなければ、衝激によっても爆発しない。又還元性物質と混合した場合、加熱、衝激、摩擦等により発火、爆発する。以上のような性質を有している。

これらのことから判断して、この爆発は誤って酸化漂白剤原料（亜塩素酸ソーダ、螢光染料）の中へ還元剤を投入して混合機を稼動したため、物質どおしの摩擦あるいは衝激によって、爆発したのではないかと推定される。

なおこの製法についても今まで5回のうちでは事故がなかったが、亜塩素酸ソーダと螢光染料（有機物質）とを混

合機で混合している段階においては爆発危険性がある。製品となった場合は保管状態によっては自然発火の可能性も考えられるため、保管方法についても直射日光を避けるとともに、酸系統の物質等異物の混入を避け又湿気等についても十分注意をしなければ火災発生の原因となる恐れがある。今までの事例からみても、東淀川区の染工場で亜塩素酸ソーダの入った缶から出火して、薬品倉庫の一部を焼損させた例があり、この詳細については事故例集を参照してください。

空ドラム爆発 作業員 2 名重傷

12月4日午前10時頃、豊中市A鉄工所で、空ドラム缶を熔断に爆発、作業員2名が重傷をうけた。

Uが空ドラム（もともと油類が入っていたが、当時は一応中味は出し、空の状態であった）をA鉄工所に持ち込み切断を依頼、見掛けが空であるので大丈夫と栓も空けずに世間話をしながらガス溶接機で溶接中に突然ボカンと爆発、鏡板が吹飛んでケガをしたものである。



爆発したドラム缶、横に吹き飛んだふたがみられる

標識、標示は適正に

危険物運送検査によると、標識、標示の不適合が目立ちます。

適正な標識、標示を。

40センチ角「危」	1,100円
30センチ角「危」	1,000円
緊急弁ステッカー	100円

最近の通達

第2類危険物(金属粉A・B)に対する消火薬剤 ナトレックスの能力単位について(埼玉県)

「質問」

このことについて、管下消防長から下記事項について照会があったのでご教示願います。

昭和45年5月26日付け消防予第104号によれば、消火薬剤ナトレックスは第3類危険物(金属ナトリウム)に対して同剤30kgをもって1能力単位とするとされているが、第3類危険物(金属ナトリウム)と性質の類似している第2類危険物(金属粉A・B)に対しても同様に認められるか。なお認められる場合は同剤何kgをもって能力単位1とするか。

「回答」(47.1.6 消防庁予防課長)

設問の薬剤は、金属粉AおよびBに対する消火効果が明らかでないので当該薬剤を金属粉AおよびBの消火薬剤として認めることはできない。

固定消火設備として使用する 泡薬剤について(愛知県)

「質問」

第3種泡消火設備として使用する泡薬剤は、従来動物性蛋白質を主剤とするものが使用されておりますが、今回、界面活性剤を主剤とする泡薬剤を屋外タンク貯蔵所の消火設備用に使用したい旨の願い出がありましたので、下記についてご教示ください。

1. 危険物の特性を考慮すれば製造所等の消火設備に適用できる。
2. 屋外タンク貯蔵所に限り適用できる。
3. 適用できない。
4. 適用できないとすればその理由。

「回答」(47.1.8 消防庁予防課長)

3によられたい。なお、界面活性剤の泡薬剤を危険物施設の消火薬剤として使用することについては、目下検討中であるので、その取扱いについて結論が次次第おって通知する予定である。

危険物給油取扱所に関する 疑義について(京都府)

「質問」

危険物給油取扱所に設ける看板の取付け位置および材質

について疑義が生じたので、下記事項について、見解を示していただきたく照会します。

1. 事務所等の建築物の屋上に、次図のようなアクリル樹脂等可燃性樹脂板を使用し社名等を表示する看板の設置を認めてよいか。

「回答」(47.1.12 消防庁予防課長)

設問の看板が屋根の上に設けられる場合は、さしつかえない。

給油取扱所上屋の使用材 について(栃木県)

「質問」

このたび、別添資料を、固定給油設備の屋根として使用してよいか照会がありましたので、その使用の可否について、ご教示くださるようお願いいたします。

別添資料の概要

1. 使用材料：NES不燃性テント生布、商品名「NESアイランドルーフ」
2. 生布構成：生布は、グラスファイバーをたて糸、グラスファイバーを芯としてその表面をアスベスト糸で被覆したものをよこ糸として平織に織布したものである。
3. 表面処理：塩化ビニール樹脂仕上(生布表：トッピング、生布裏：コーティング仕上)

「回答」(47.2.10 消防庁予防課長)

添付された資料から判断すれば、その使用を認めてさしつかえない。

製造所等において使用する 礫質織布について(大阪府)

「質問」

みだしのことについて、次のとおり照会いたします。
コズモエーデルSFクロス(別添資料参照)を製造所等の上家その他に使用することを認めてよいか。

「コズモエーデルSFクロス」

1. 基布 石綿織布
2. 処理剤 変成高分子により難燃性を向上して着炎性を無くし、同時に撥水性、耐候性、耐薬品性、耐油性等の性能を付与しかつ、柔軟性を与え、引張り強度を高める繊維処理剤を使用している。

「回答」(47.9.14 消防庁予防課長)

設問の物品については、添付された資料から判断すれば、その使用を認めてさしつかえない。